

むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」について



子どもの権利救済委員 栄留里美（大分大学）

福岡県宗像市 人口約10万人



むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」とは？



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

□ 子どもの権利相談室『ハッピークローバー』とは？

- ▶ 宗像市子ども基本条例を根拠に2013年～開始
- ▶ 活動内容：相談・救済申立、調査、調整・発意調
- ▶ 勧告・制度改善要請
- ▶ 相談員2名（臨床心理士・教員資格保持者）
- ▶ 救済委員3名（弁護士・臨床心理士・社会福祉士）月2回
⇒市長が任命した委員、任期2年（再任可）
- ▶ 事務局職員3名（市子ども家庭相談室兼務する正規職員）
- ▶ 2019年度予算：709万3000円（事務局人件費除く）

相談方法・時間

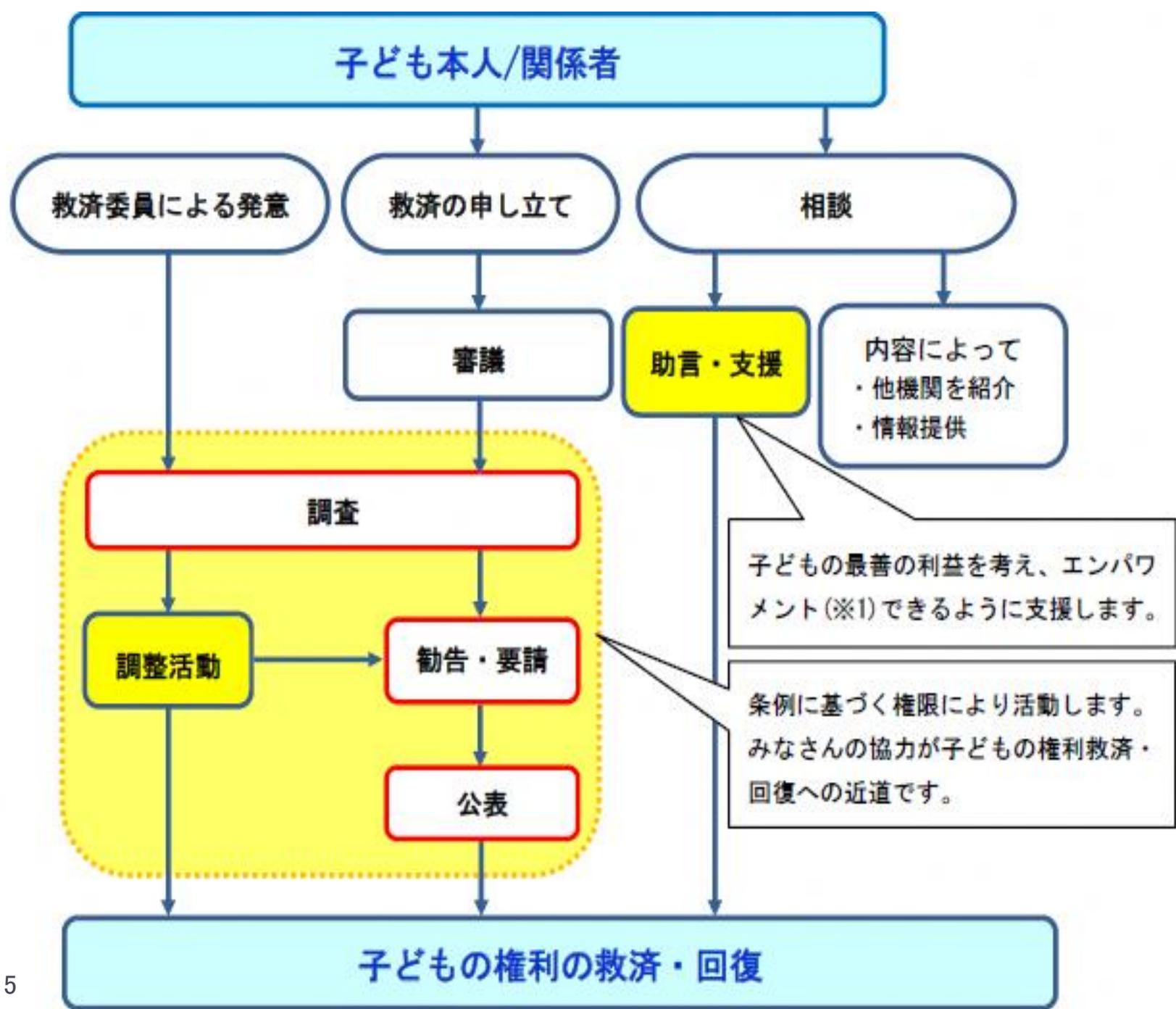
月～金（土日祝休） 10時～18時半

- 子どもたちや関係する方々からの相談を受け付けています



子ども専用フリーダイヤル





特徴① 広報・啓発活動～子どもからの認知率9割 パンフレット・カード

- 年度初めに、宗像市内の全小・中学校の生徒へ向けて、パンフレットとカードを配布



2018年度認知率 95.6% 毎年小学5年生と中学2年生にアンケート
対象小5(884人)・中2(821人) 毎年9割以上となっている

学校での啓発、はぴくろ通信

- 全校集会等での啓発の実施
- はぴくろ通信を年に2回（9月と1月）、宗像市内の全小・中学校と高等学校へ配布



学校での啓発
子どもの権利の周知含め



はぴくろ通信
小学生版と中学・高校生版

特徴② アウトリーチ 学校への出張相談

- 子どもたちからの「学校に来てほしい」という声に応えるため、2015年度から実施
- 2018年度は小学校10校、中学校3校で実施



相談コーナー



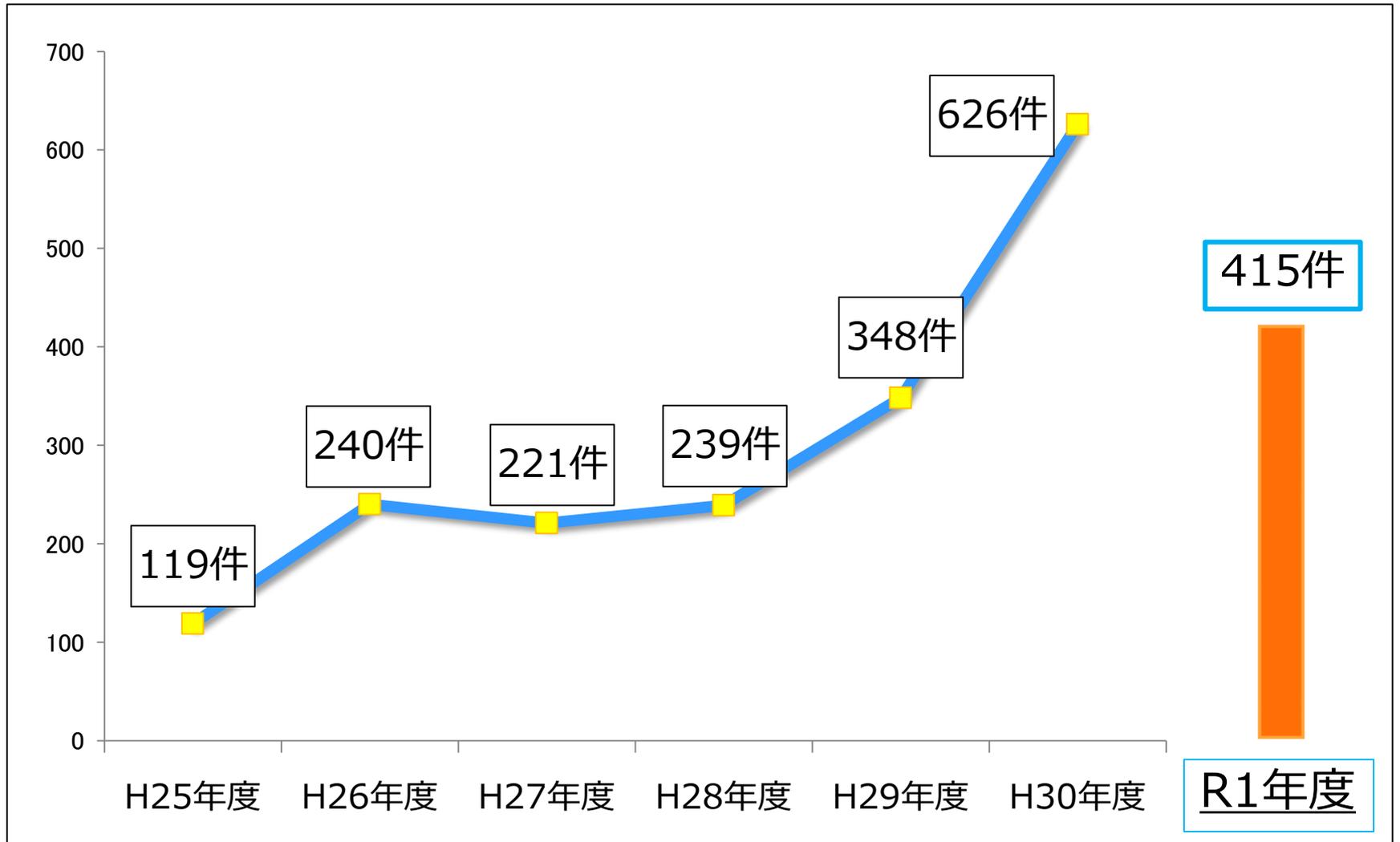
お手紙相談コーナー



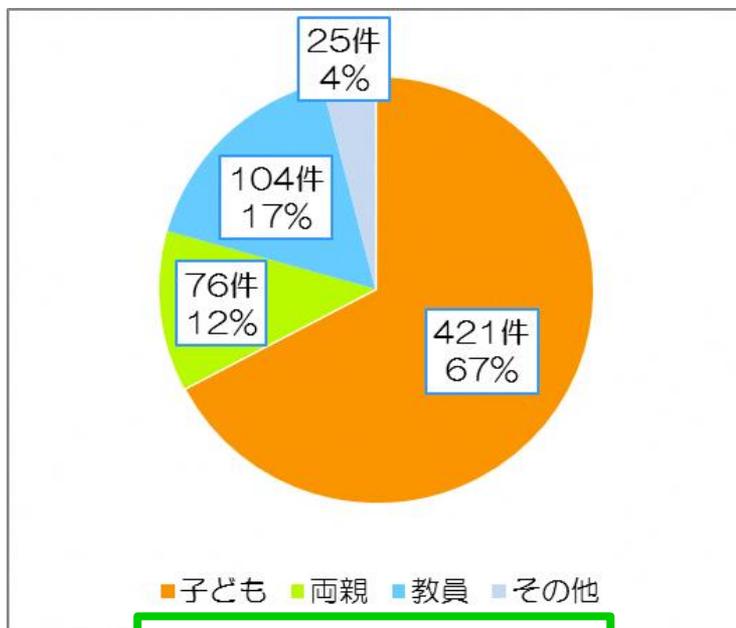
遊びコーナー



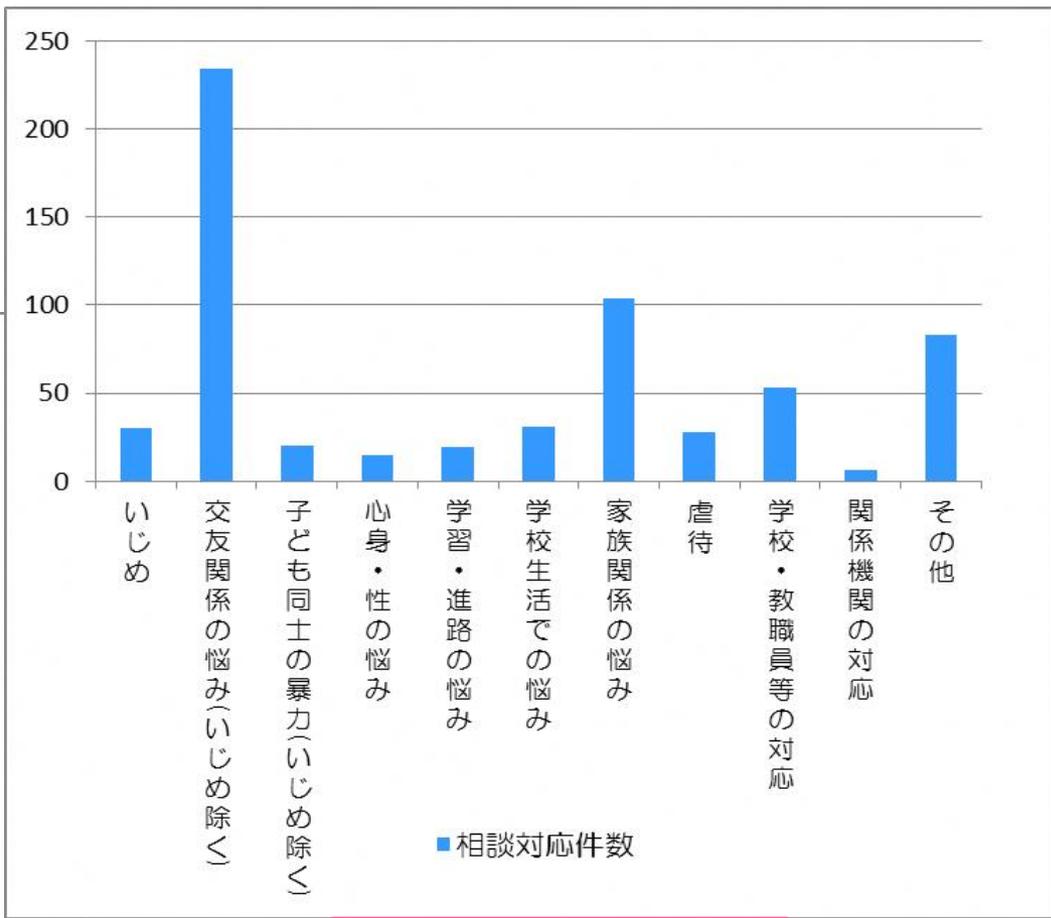
相談対応件数の推移



特徴③ 子どもからの相談割合が多い 2018年度の相談対応件数



相談者の割合



相談内容

発意例 2016年度 子ども関係施設の体罰 (これまでの申立数2件・発意案件3件)

【相談】:市が管理運営を委任している子ども関係施設において、子どもに対する体罰がなされたとの相談。相談者から救済の申立てはなし。

- ▶ 「相談内容が事実であれば重大な権利侵害である」と救済委員3名で判断、発意に基づいて、当該施設を監督する立場にある市を調査。

↓

【調査】(監督部署の職員及び当該施設職員から事情を聴取)

- ▶ 相談内容のとおり体罰がなされていたことが確認。
- ▶ 市及び当該施設:再発防止に向けた努力をするという意向あり

↓

【結果】

- ▶ 要請、勧告は行わず、改善に向けての調整活動
- ▶ 職員の権利擁護の意識を高めるための研修充実など協議し同意を得た
- ▶ 1年後、改善に向けた取り組み状況を本機関に報告してもらうことに

課題

・独立性

▶ 全国調査～16自治体(51.6%) (回答31／33自治体)

機関独自の事務所を持たず、一般行政を所掌する職員がその所属部課の事務所内で子どもの権利擁護機関の事務を処理する、という形態に。

子ども情報研究センター(2017)「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書p51)

・要保護・社会的養護に関するケースはほとんどない、未就学児や高校生からのアクセスが少ない、救済委員月2回、子ども参加の欠如、相談員が非常勤職員

●アドボケイトも必要不可欠

⇒第三者機関は子ども中心ではあるが、調整機関

⇒子ども側だけに立つアドボケイトが必要

今後 子ども福祉において求められること

▶ ① 当事者参画

支援過程参画＜措置・解除の意向聴取・考慮、意思決定会議への参画、専門職の意見表明支援研修義務化＞

・審議会等の政策策定への子ども／経験者の参画

▶ ② アドボケイト(代弁者)創設

①への支援。サポート・代弁を求める子ども
障害があるなど意見表明が困難な子ども

▶ ③ 国の救済機関＋地方自治体の救済機関

調査・調整・勧告を求める子ども・政策提言

参考資料 救済申立事例 2015年

- ▶ 【申立内容】:市の公立図書館で性的描写などを含んだ本が貸し出し有。子どもが安心して生きる権利(市子ども基本条例6条)が侵害。当該図書
の配架について配慮を求める
↓
- ▶ 【調査】:当該図書調査、教育委員会に当該図書の受入れ経過、貸出しの
照会。図書館関係職員と面談
↓
- ▶ 【結果】:当該図書に複数の個所に性行為や性器が漫画として表現あり。
一方で自由が「表現の自由」憲法21条、知る権利もある。
- ▶ 子どもの権利を侵害するとして勧告や要請を行うのは、①図書の選定及
び配架方法を定める基準が著しく不合理である場合、②実際の選定・配
架が定められた基準に沿っていない場合、③図書の内容及び配架状況
に照らして明らかに子どもが健全に育つ権利を侵害すると認められる場
合に限るのが相当。①から③の場合にはあたらないと判断。
- ▶ 本件については勧告又は要請は行わない⇒申立人にその旨を連絡